

進路だより

令和7年11月7日（金）

岩手県立花巻清風支援学校

進路部 第3号

高等部 後期校内・現場実習

10月1日（水）～15日（水）の期間、後期校内・現場実習が行われました。1年生は校内3課（アグリ、ロジスティクス、手仕事）に分かれ、仲間と協力して10日間取り組みました。前期とは違う達成感をみんなで共有することができた実習となりました。



2年生は、前期と異なる実習先で「経験」を重ねることができました。自分にはどんな仕事内容が合っているのか、また、得意なことや苦手なことを改めて知る実習となりました。

3年生は、進路を選択・決定する実習となりました。社会人になるための準備として、高等部卒業後の生活を具体的にイメージすることができた機会となりました。



中学部 校内実習

10月1日（水）～7日（火）までの5日間、校内実習が行われました。工芸班、リサイクル班、カレンダー班の3班に分かれ、こたままつりに向けた製品づくりに取り組みました。1日を通しての作業学習に疲れた様子もありましたが、どの生徒も最後まで一生懸命取り組みました。



工芸班



カレンダー班



最後は
ジュースで
乾杯
しました！



リサイクル班



報告会・修了式



職場体験①②（北上みなみ分教室中学部）



7月17日、10月16日に、とばせ園さんで農作業を体験させて頂きました。7月は、たまねぎの出荷準備と落花生畑の草取り作業に取り組み、10月は落花生の収穫と選別作業に取り組みました。



小学部 6 年中学部見学（本校小6）

10月6日（火）に中学部見学がありました。中学部の先生から中学部の生活や学習についての説明を聞いたり、先輩たちが校内実習で作業をしているところの見学をしたりしました。小学部の学習とは違う所があり、6年生の皆さんは真剣に話を聞いていました。制服や作業着を着てみたり、先輩が作った作業製品を手にとってみたりする機会もありました。実際に先輩たちが作業している様子も見ることができました。先輩たちは、こたままつりやじまん市に向けて製品を作っていました。12月には作業学習の体験が予定されているので、やってみたい作業を考えながら見学しました。



◆第9回 岩手県特別支援学校技能認定会(お知らせ)◆

令和7年11月14日(金)に、県南青少年の家にて「第9回岩手県特別支援学校技能認定会」が行われます。中部・県南ブロックでは、花巻清風支援学校・前沢明峰支援学校・一関清明支援学校の3校が参加します。技能認定種目は、清掃部門と事務補助部門です。本校生徒11名が出場します。

＜技能認定会とは＞

生徒一人一人の社会参加と自立に向け、企業・関係機関からの客観的な評価を得ながら、職業生活等に必要な技能等の向上を図ることを目的として行われます。認定会当日に指示内容を聞き作業をします。指示書の通りにできるか、また困ったときに質問や相談ができるか等が試されます。そのほかにも、あいさつや返事、報告の仕方等様々な観点での評価をいただきます。



見せます！
「働く力」を！
私たちの

**第9回岩手県特別支援学校
技能認定会**

二戸・盛岡会場
2025.11/12(水)
10:00～15:30
盛岡タカヤアリーナ
(盛岡市本町5丁目4-1)

中部・県南会場
2025.11/14(金)
10:00～14:30
県南青少年の家
(胆沢郡金ヶ崎町 水沢下館44-1)

沿岸北部会場
2025.7/11(金)
10:00～12:15
宮古市地域創生センター
【ウミマチひろば】
(宮古市神林3番1号)

沿岸南部会場
2025.11/19(水)
9:30～12:00
気仙光陵支援学校
(大船渡市立根町 字宮原33-3)

見どころ

- 1 清掃、物品運搬、事務補助などの技能認定種目があります。(会場により種目が異なります)
- 2 企業の方々が、プロの目線で審査します。
- 3 作業製品や企業紹介等の展示もあります。(会場により異なります)

【問合せ先】

二戸・盛岡会場：岩手県立盛岡職業支援学校
TEL 019-696-2582

中部・県南会場：岩手県立前沢明峰支援学校
TEL 0197-56-6707

沿岸北部会場：岩手県立宮古恵風支援学校
TEL 0193-63-0400

沿岸南部会場：岩手県立気仙光陵支援学校
TEL 0192-27-8500

主催：岩手県特別支援学校技能認定研究協議会・岩手県教育委員会

進路学習会アンケート等で質問の多い内容について

＜就労継続支援 A 型、B 型って？＞

A 型＝雇成型、B 型＝非雇成型の違いがあります。

A 型は雇用契約に基づき、勤務時間や日数に条件があり、最低賃金以上の給料が支払われます。ある程度安定した勤務が可能な方が対象です。一般企業での就労に近い形で働くための制約やルールがあります。1日4～8時間、週3～5日程度の勤務が一般的です。

B 型は雇用契約を結ばないため、一般就労よりも負担が少なく、障害や体調に合わせて自分のペースで働くことができます。特別支援学校卒業後に利用するためには就労移行支援事業者によるアセスメントで就労面の課題把握が必要です。利用者は訓練の一環として作業を行い、その対価として工賃を受け取ります。工賃は事業所ごとに異なり、最低賃金は保証されません。



※掲載写真の無断使用や SNS 等への投稿はお控え願います。